

令和5年度西都市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務委託に関する  
公募型プロポーザル審査要領

この要領は、西都市が実施する令和5年度西都市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務委託の契約候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

1 選定方法

本プロポーザルでは、令和5年度西都市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行い、契約候補者の選定を行うものとする。

2 審査

審査の対象となる者は、参加申し込みをした者のうち、参加資格を有することが市から認められ、期限内に課題写真等を提出した者とする。

(1) 審査方法

提出書類及び提出写真の内容を審査する。各審査委員が、別に定める「令和5年度西都市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準（以下、「審査基準」という。）」に基づき、採点を行う。各審査委員の評価点の合計点数が大きい順に順位付けを行う。その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である契約候補者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点数が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

ただし、審査委員全員の合計点数が満点に対して60%に満たない場合は、契約候補者として選定しないものとする。

(2) 実施方法

提出書類及び提出写真の内容を審査基準に基づき審査し、審査は非公開とする。

3 契約候補者の決定

(1) 本市は、審査委員会の審査結果に基づき、契約候補者を決定する。契約締結に当たっては、契約候補者と協議及び契約内容の調整を行い、双方合意の上、契約を締結する。

(2) 審査により選定した契約候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順位の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。